

練馬区特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月15日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第75号

練馬区特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例施行規則（昭和40年1月練馬区規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

別表社会保障・人口問題基本調査員の項中「43,000円」を「45,800円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。